



納入通知書をお送りします

平成13年度の介護保険料をお知らせします。介護保険料は、介護を社会全体で支えるために、40歳以上のかたに納めていただいています。

4月上旬に、4月から9月までの半年分の納入通知書をお送りします(9月までは国の特別対策により保険料が半額になっています)。残りの半年分は10月にお送りする予定です。年金から天引きされるかたと口座振替のかたは2枚綴り、納付書で納めるかたは、納付書も同封していますので8枚綴りになっています。

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2069

平成13年度の 介護保険料です



段階	対象者	年額保険料 ()内は月額平均
第1段階	世帯全員が市民税非課税の 老齢福祉年金受給者など	15,539円(1,294円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	23,308円(1,942円)
第3段階	市民税課税者がある世帯の 市民税非課税者	31,077円(2,589円)
第4段階	市民税課税者 (合計所得が250万円未満)	38,847円(3,237円)
第5段階	市民税課税者 (合計所得が250万円以上)	46,616円(3,884円)

年金から天引きされるかたでも、平成12年中に65歳になったかたは今年9月まで、平成13年中に65歳になるかたは14年9月まで、納付書で納めていただきます。転入や保険料の年額が変わる場合も同様です。

納付書で納めるかたは、口座振替が便利です。最寄りの金融機関や郵便局で手続きすると、翌々月から振り替えされます。

災害などの理由で保険料の減免を希望されるかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金から天引きされるかたは月の19日まで)。

市民税や所得税の申告していない家族がいる場合は、介護保険課にお知らせください。

国保からお知らせ

あなたは退職者医療制度に該当しませんか？

長い間勤めた会社などを退職し、現在国民健康保険に加入しているかたで、被用者年金(厚生年金など)を受けているかたと、その扶養家族のかたは、退職者本人が70歳になって老人保健医療制度に移るまでの間、「退職者医療制度」でお医者さんにかかることとなります。

対象 対象となるのは、次の条件にすべてあてはまるかたと、その扶養家族のかたです。

国民健康保険に加入しているかた

厚生年金や各種共済年金を受給していて、年金の加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上あるかた

老人保健医療制度の適用を受けていないかた

窓口で支払う自己負担割合

▶退職被保険者本人 = 入院・外来とも2割

▶扶養家族 = 入院2割・外来3割

年金証書が届いたら手続きを

この制度は、年金受給権が発生した日から対象となります。年金証書が届いたら、市民課4番窓口または国民健康保険課16番窓口、土崎支所、新屋支所へ、次の書類を持っておいでください。

年金証書 国民健康保険証

4月1日から国民健康保険の 保険証が新しくなります



3月23日(金)に、国保に加入している世帯に、新しい保険証をお送りします。

現在お使いの保険証は、カバーを差し替えたうえで、ご自分で廃棄してください。国民健康保険課 ☎ 866 2099

お年寄りを在宅で 介護しているかたへ

4月から利用できるサービスです。詳しくは、介護保険課にお問い合わせください。☎(866)2069

介護用品の購入費を助成

介護保険で要介護4・5と認定された65歳以上のかたを、在宅で介護しているご家族が対象です。介護用品(紙おむつ・尿取パット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー)の購入費に助成が受けられます。3か月ごとに領収書をまとめて申請してください。

・市民税非課税世帯のかた月1万円を限度に支給

・それ以外のかた月5千円を限度に支給

介護慰労金を支給

要介護4・5と認定された65歳以上のかたを、在宅で介護している市民税非課税世帯が対象です。1年間、介護サービスの利用がなかった場合に年間10万円の慰労金を支給します。

・在宅高齢者家族介護慰労金支給事業は、3月で廃止になります。現在利用されているかたには、別途お知らせをお送りします。問い合わせは高齢福祉課 ☎(866)2095